

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額と供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ネパール	トリゾベン国際空港近代化計画 のための贈与に関する日本国政 府とネパール政府との間の交換 公文	トリゾベン国際空港近代化計画 な生産物及び役務の購入	989,000千円 H29.1.31まで	H25.3.27 カトマン ズで (同日)	日本側 高橋邦夫在ネパー ール大使 ネパール側 シヤンタ・ラ ジ・スベデヤ財務省次官	H25.4.16 147号
ネパール	制憲議会選挙支援計画のための 贈与に関する日本国政府とネパ ール政府との間の交換公文	制憲議会選挙支援計画の実施に必要な生産物及び役務 を購入するための資金の贈与	149,000千円 -----	H25.7.24 カトマン ズで (同日)	日本側 高橋邦夫在ネパー ール大使 ネパール側 シヤンタ・ラ ジ・スベデヤ財務省次官	H25.8.7 274号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。